

令和4年度 第3回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和4年6月13日（月） 午後2時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (12人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	6番 三浦 勝美	8番 伊藤 英之	9番 中本 敏彦
	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀	13番 福田 昌治
欠席委員 (1人)	7番 石賀 英男			
出席推進委員 (11人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	松本 芳己	桑本 慎吾	福田 高広	入江 敏朗
	澤田 光秋	石賀 昭則	河上 幸徳	
欠席推進委員 (1人)	小前 茂雄			
事務局	事務局長 山根 伸一、補佐 每田 陽子、係長 高塚 泰子			
提案議案	議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第 10号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第 11号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 12号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について 議案第 13号 琴浦町農業委員会令和3年度活動の点検・評価（案）及び 令和4年度の目標設定（案）の公表の承認について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和4年度 第3回琴浦町農業委員会総会を開催します。 初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
全員 議長 事務局	(農業委員会憲章の唱和) 成立宣言を事務局にお願いします。 ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和4年度 第3回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席する旨の連絡のあった委員は、7番石賀英男委員です。なお、推進委員の欠席者は小前委員です。以上です。
議長	議事録署名委員の指名ですが、10番 丸山委員、11番 足立委員にお願いします。
事務局	それでは議事に入ります。議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、関係委員に該当する潮委員は退席をお願いします。 (潮委員の退席を確認) 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。 1ページをご覧ください。議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求めます。 申請番号3番 農地の所在 大字八幡 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積309m ² 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人で、親族の関係です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。 本案件は、以前から譲受人が草刈り等の管理をしておられた申請地を、譲渡人の希望によって贈与することになり申請をされたもので、農地取得後は家庭菜園として利用される予定です。 譲受人世帯は農家ではありませんが、本案件の申請地は譲受人の持ち家に隣接する農振農用地区域外の農地であることから、令和2年12月総会で定めた下限面積の別断面積0.1aの適用が可能であり、許可相当と判断されるものと考えます。 申請番号4番 農地の所在 大字竹内 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積375m ² 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 売買価格は1筆全体で [REDACTED]円、10a当たりでは約 [REDACTED]円になります。 本案件は、譲渡人と譲受人双方の協議によって申請地を売買することになり申請をされたもので、農地取得後はもち米用の水稻を耕作される予定です。 申請番号5番 農地の所在 大字湯坂 [REDACTED]、登記簿地目、

議長

現況地目とともに畠、面積208m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本案件は、譲受人の希望によって申請地を売買することになり申請をされたもので、農地取得後は花きを耕作される予定です。

売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当りでは約 [REDACTED] 円になります。

以上の3件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

(挙手多数)

賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

(潮委員の復帰を確認)

続きまして議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

2ページから5ページをご覧ください。議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。

申請番号1番 農地の所在 大字八幡 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目とともに田、面積1,335m²。申請人は琴浦町内の個人で認定農業者、施設の概要は農業用倉庫になります。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域内に位置していたことから、用途区分変更の申請をされていて、令和4年5月19日付で琴浦町長の承認済みとなっています。

転用事由の詳細について説明します。申請人は令和2年6月に認定農業者となられて、安田地区内の水田7ha、畠5haの合計12haで主にブロッコリーを生産しておられます。経営規模の拡大に伴い農業用機械の置場が手狭になってきたため、「がんばる農家プラン事業」という県の補助事業を活用し、農業用倉庫の建設及び作業場と従業員用駐車スペースの整備を計画して申請をされたものです。

申請地はおおむね平坦であることから、均す程度の整地を行った後でアスファルトガラを1cm程度敷き、建物面積130m²の木造平屋建農業用倉庫を建築される予定です。倉庫以外の部分については、車の回し場、作業場、農業用資材置場、従業員用の駐車スペースとして利用する計画となっています。

	<p>工期は許可日から 9 ヶ月間、施設の利用期間は永年です。</p> <p>資金調達計画について説明します。土地造成費と建築費の合計が [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の残高証明書及び融資証明書、補助金交付決定通知書が添付されています。なお補助率は県が 3 分の 1 、町が 6 分の 1 となっています。</p> <p>被害防除計画について説明します。建築物の高さは最も高い所で 6.5 m になる予定ですが、隣接境界から 6 m 以上離して建築する計画となっていることから、隣接農地の日照及び通風等への影響はないものと考えます。また、申請地の周囲には高さ 25 cm 程度の畔を取付け、土砂の流出等を防ぐ計画となっていますし、建物及び敷地内の雨水の処理については、申請地東側部分と南側部分の既設水路に流す計画となっています。なお、生活排水の発生はありません。</p> <p>農地区分の決定根拠について説明します。先程も説明をしましたように、申請地は農用地区域内に位置していることから、「農用地区域内農地」に該当するものと考えます。</p> <p>許可根拠規定については、「農用地利用計画指定用途」に該当すると考えます。以上です。</p> <p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>6 月 7 日に幅田委員、地区担当委員の潮委員、毎田補佐、私の 4 名で現地確認を行いました。</p> <p>3 ページの説明図にもありますように申請地は、向原部落東側に位置するほ場整備の行われていない畑で、東側と南側は道路に接していて移動には便利の良い土地でした。農業経営の規模拡大にあわせて農業用倉庫と作業場、駐車場等を整備するための申請ということですし、位置的にも異存はないことから転用を許可しても問題はないと考えますが、申請地南側と東側に設置されている水路の管理については、転用許可後も適切に行ってもらいたいと思います。以上です。</p> <p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(中本委員より挙手あり)</p> <p>今回の申請に限った質問というわけではありませんが、電気を必要とする農業用施設等を建築する際には、電柱を立てて電気を引き込むことになると思いますが、電線が農業用ドローンの飛行を妨げるといった可能性はあるのでしょうか。</p> <p>申請地付近には電柱はありませんので、電気を使用するということであれば新たに電柱を立てなければなりませんが、特段の影響はないものと考えています。</p> <p>転用の許可基準の中に、農業用ドローンに関する電柱設置の規制というものがあるのでしょうか。</p>
議長	
三浦委員	
議長	
中本委員	
事務局	
議長	

事務局	現時点では、農業用ドローン等の飛行に影響があるということが、不許可の根拠になるといった規制があるとは承知していません。
中本委員	今後はそういう問題も出てくるかもしれませんので、その辺りについても考慮していただきたいと思います。
事務局 議長	<p>分かりました。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり答申することと決定いたします</p> <p>続きまして議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6ページから12ページをご覧ください。議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求めます。</p> <p>申請番号3番 農地の所在 大字八幡字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積691m²。譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人です。権利の区分は売買による所有権移転、施設の概要は駐車場になります。</p> <p>農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請手続きは必要ありません。8ページと9ページの説明図にもありますように、申請地の北側は畠、南側は [REDACTED] 敷地、東側は町道、西側は [REDACTED] の露天駐車場となっている雑種地に接していて、現況は休耕となっています。</p> <p>転用事由の詳細について説明します。転用事業者は、琴浦町に本店を置く貨物自動車運送事業を営む法人の代表者です。経営されている運送会社は現在、事業所から600m程度離れた国道9号線北側の土地、会社敷地から北側に50m程度離れた土地、本社営業所兼倉庫及び会社敷地北側に隣接する土地の3ヶ所に駐車場を所有されていて、常時駐車台数は大型トラック7台、中型トラック4台、小型トラック8台、フォークリフト3台、ホイルローダー1台、パワーショベル1台となっています。しかし会社から50m離れた駐車場では、道路幅員が狭いために中型以上のトラックでは進入することができない。会社敷地内の倉庫では、荷物の積み下ろしごとに倉庫内に駐車してあるトラックの移動が必要になるなどの不便さがあり、それらを解消するために隣接する申請地を取得し、駐車場として利用することを目的として申請をされたものです。</p>

土地造成については、表土を40cm程度切土した後でアスガラを50cm程度盛土することを計画されていて、舗装工事を行う予定はないということです。

工期については許可日から3ヶ月を予定されていて、施設の操業期間は永年となっています。

資金調達計画について説明します。土地買収費が[REDACTED]円、埋立整地費が約[REDACTED]円の合計約[REDACTED]円で、それに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。なお、1m²当たりの土地単価は約[REDACTED]円になります。

被害防除計画について説明します。先程も説明をしましたように申請地の北側は畠ですが、施設が露天駐車場であることから日照及び通風等への影響はないものと考えますし、北側隣接農地との境界にある畔よりも低く盛土を行う計画となっているため、アスガラが流出する恐れはないと考えます。また雨水処理については、西側に向けて安定勾配を約1%とり、申請地西側に隣接する既存の露天駐車場を経由して、町道に設置されている側溝に流す計画となっています。

事業用地の選定について説明します。本案件は、転用事業者が経営する会社敷地に隣接する土地を確保し、駐車場として利用することを目的としたものであることから、適した土地は申請地以外にはなかったということになります。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は町道を挟んで西側に広がる、面積が10haを超える一団の農地に含まれていることから、「第1種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定については、「既存施設の機能の維持・拡充のため既存の施設に隣接する土地において整備される施設」であり、「拡張部分の面積が既存施設面積1558.25m²の2分の1を超えないもの」に該当することから、転用はやむを得ないとと思われます。

申請番号4番 農地の所在 大字徳万[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積355m²。譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人です。権利の区分は売買による所有権移転、施設の概要は一般住宅になります。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。譲受人は現在、住所地のアパートに妻と子供2人の4人で暮らしておられますが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから居宅の新築を計画されたそうです。その候補地として、現在お住まいのアパートに隣接する申請地の所有者に問い合わせをされたところ、現在は耕作をしていないし、今後も耕作をする予定

はないので土地を譲っても良いという回答を得られ、双方の間で売買の合意に至ったことから申請をされたものです。

土地造成については、表土をおよそ 20 cm 鋤取った後、東側の道路と同じ高さにするために最大で 35 cm 真砂土で埋め立て、道路に面していない南側、北側、西側部分にはコンクリートブロック 2 段積を設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。その後木造平屋建の住宅を建築し、合わせて 2 台分の駐車スペースを整備される予定です。

工期については許可日から 4 ヶ月間を予定されています。

資金調達計画について説明します。土地の買収費 [REDACTED] 円、整地費、住宅建築費、その他費用の合計が約 [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の残高証明書及び融資証明書が添付されています。なお、1 m²当たりの土地単価は約 [REDACTED] 円になります。

被害防除計画について説明しますので、11 ページの説明図をご覧ください。建物及び敷地内の雨水については、道路側溝が整備されていないために東側の道路内に排水管を設置し、馬込川に放流して処理する計画となっていて、現在は河川管理者と協議をしておられるところです。生活排水については、既存の公共下水道に接続して処理する計画となっています。また、住宅は隣接農地から 5 m 程度離して建築する計画となっているため、日照及び通風等への影響はないものと思われますし、申請地の北西には畠 [REDACTED] がありますが、申請地北側の畠 [REDACTED] を通作路として使用されているため、通作に支障を及ぼすことはないと考えています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は J R 浦安駅からおおむね 300 m 地点に位置し、周辺には住宅が建ち並び市街地化が進んでいることから、「第 3 種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定については、農地区分が「第 3 種農地」と判断されるこから位置的に異存はなく、原則許可相当と思われます。以上です

現地確認の報告をお願いします。

申請番号 3 番について報告します。6 月 7 日に福田委員、地区担当委員の潮委員、毎田補佐、私の 4 名で現地確認を行いました。

7 ページの説明図にもありますように、申請地は [REDACTED] 敷地北側に位置し、隣接している農地ではブロッコリーが栽培されていました。現在 3 ヶ所に分かれている駐車場用地を集約することを目的とした、施設拡張を行うための申請ということですので、転用を許可しても問題はないと考えます。

ただし今回の申請では、底地はアスファルトガラを敷くだけということのようですが、大型車両の駐車場として利用するということであれば、将来的にアスファルト舗装をされることが考えられますので、その際に北側の畠に雨水が流れ出るといったことがないように、U 字側溝を整

議長

三浦委員

議長

備するなどの排水対策をしっかりと取ってもらいたい思います。

申請番号4番について報告します。6月7日に幅田委員、地区担当委員の遠藤委員、毎田補佐、私の4名で現地確認を行いました。

10ページの説明図にもありますように、申請地は徳万にある [REDACTED]

[REDACTED] の北側に位置しています。事務局の説明にもありましたように、雨水や生活排水の処理、周辺農地への影響等に対しての被害防除計画も適切であると思いますし、西側隣接農地の耕作者からの同意書も取られているということですので、転用を許可しても問題はないと考えます。以上です。

事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、農業委員の方の举手により採決を取りたいと思います。

(举手多数)

賛成多数ということですので、原案どおり答申することと決定いたします。

続きまして議案第11号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員に該当する久米委員、丸山委員、池山委員は退席をお願いします。

(久米委員、丸山委員、池山委員の退席を確認)

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。

事務局

13ページをご覧ください。議案第11号 農用地利用集積計画について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。

申請番号323番 農地の所在 大字八幡 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3,026m²。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は [REDACTED] 円、始期は令和4年6月14日、終期は令和14年6月13日、期間は10年間で新規、内容は飼料となっています。

13ページの申請番号324番から、29ページの申請番号353番までの外30件についてはご覧のとおりです。

30ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。

申請番号354番 農地の所在 大字八幡 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積813m²。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は無償、始期は令和4年6月14日、終期は令和9年6月13日、期間は5

	<p>年間で新規、内容は野菜となっています。</p> <p>30ページの申請番号355番から、41ページの申請番号375番までの外21件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、42ページの申請番号376番と377番の2件となっています。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(久米委員、丸山委員、池山委員の復帰を確認)</p> <p>続きまして議案第12号 農用地利用配分計画（案）に対する意見についてですが、関係委員に該当する三浦委員は退席をお願いします。</p> <p>(三浦委員の退席を確認)</p> <p>議案第12号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>43ページをご覧ください。議案第12号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めます。</p> <p>整理番号1番 権利の設定を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の所在地 琴浦町大字光好 [REDACTED]、現況地目 田、面積 2,599 m²。申請地は他に2筆あり、3筆の合計面積は4,899 m²になります。権利の種類は賃貸借権、権利の内容は飼料畑、契約期間は5年間、開始年月日は令和4年6月14日、終了年月日は令和9年6月30日、10a 当りの賃借料は [REDACTED] 円となっています。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、原案どおり提出することと決定いたします。</p> <p>(三浦委員の復帰を確認)</p> <p>続きまして議案第13号 琴浦町農業委員会令和3年度活動の点検・評価（案）及び令和4年度の目標設定（案）の公表の承認について 事務局の説明をお願いします。</p>

事務局

別冊の資料をご覧ください。議案第13号 琴浦町農業委員会令和3年度活動の点検・評価（案）及び令和4年度の目標設定（案）の公表の承認について 農業委員会等に関する法律第37条に基づく農業委員会事務の実施状況の公表を行うため、別紙の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等の公表について、本委員会の承認を求める。

これは、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農地利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について公表することが義務づけられており、令和4年度を目標年度とする「琴浦町農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を具体化するため、前年度の活動計画の実施状況について点検及び評価を行い、今年度の活動目標とその達成に向けた活動計画を定め、毎年6月末までに町のホームページで公開する必要があるため、委員の皆さんに審議をお願いするものです。

それでは、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」から説明をしていきます。なお、説明は要点のみとさせていただきたいと思います。

1ページの「I 農業委員会の状況（令和4年3月31日現在）」をご覧ください。

「1 農業の概要」について説明します。1段目の表は、令和4年3月31日現在の町内の農地面積の統計データを示したものになります。「耕地面積」は、農林水産省が毎年行っている「耕地及び作付面積統計」における農地面積。「経営耕地面積」は、5年に一度行われている「農林業センサス」に基づく農地面積で、令和2年に行われた調査が最新のデータとなっています。「遊休農地面積」は、令和3年度の利用状況調査によって把握した農地面積。「農地台帳面積」は、町の農地台帳システムに登載されている農地面積に基づくものです。

2段目左側の「農家数」の表と中央の「農業者数」の表は、「農林業センサス」に基づいて作成したものです。右側の「経営数」の表については、農業の担い手である個人及び法人の数を掲載したもので、農林水産課に確認を取ったうえで作成しています。

「2 農業委員会の現在の体制」については、現在の琴浦町農業委員会の体制を記載しています。

2ページの「II 担い手への農地の利用集積・集約化」をご覧ください。「2 令和3年度の目標及び実績」については、集積目標1,032haに対して集積実績が同じく1,032haでしたので、達成状況は100%となります。

「3 目標の達成に向けた活動」の活動実績を、「2月町認定農業者協議会総会開催時に、農地の貸付希望一覧表を提供し、担い手の農地集積・集約化の参考にしてもらった。」、「毎月の農家相談日、利用権設定の終

期・更新通知書の交付時に、利用権設定等事業、農地中間管理事業を周知した。」としています。

「4 目標及び活動に対する評価」については、目標に対する評価を「これまでの実績からみても実現可能であることから、目標は妥当であった。」、活動に対する評価を「目標達成に向けて、今後も利用集積・集約化に取り組んでいく必要がある。」としています

3ページの「III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」をご覧ください。

「新たに農業経営を営もうとする者」とは、親元就農や法人雇用以外の新規就農者のうち、農地の権利を取得して農業参入された方のことをいい、対象者は農林水産課の資料に基づき選定しています。

「2 令和3年度の目標及び実績」については、参入目標2経営体に対して参入実績は3経営体でしたので、達成状況は150%、参入目標面積1.0haに対して参入実績面積は1.3haでしたので、達成状況は130%となります。

「3 目標の達成に向けた活動」については、活動実績を「新規就農者の育成に関わる会議に参加し、担い手の育成確保に向けて、関係機関と協力して支援した。」としています。

「4 目標及び活動に対する評価」については、目標に対する評価を「これまでの実績からみても実現可能であることから、目標は妥当であった。」、活動に対する評価を「今後も関係機関と連携して、新規参入者の農業経営が軌道に乗るよう支援していく必要がある。」としています。

4ページの「IV 遊休農地に関する措置に関する評価」をご覧ください。

「2 令和3年度の目標及び実績」については、解消目標9.0haに対して解消実績が14.0haでしたので、達成状況は155.6%となります。

「3 2の目標の達成に向けた活動」については、昨年度に行った農地利用状況調査及び農地利用意向調査の実施内容を記載しています。

「4 目標及び活動に対する評価」については、目標に対する評価を「これまでの実績から見ても実現可能であることから、目標は妥当であった。」、活動に対する評価を「ほ場条件の悪い農地を中心に遊休化が進行している。所有者に対し随時働きかけを行うなど、継続して取り組むことが必要である。」としています。

5ページの「V 違反転用への適正な対応」をご覧ください。

「2 令和3年度実績」については、違反転用の実績がなかったことから0haとしています。

「3 活動計画・実績及び評価」については、活動実績を「農業委員、農地利用最適化推進委員が隨時、農地パトロールを実施して、早期発見、未然防止に努めた。町ホームページを活用して周知した。」、活動に対す

る評価を「計画どおりの活動を実施した。今後も継続的に取り組む必要がある。」としています。

6ページと7ページの「VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」をご覧ください。

これは農業委員会が行った事務の処理件数、またその業務が適正に行われたかを点検するものです。

「1 農地法第3条に基づく許可事務」については、1年間の処理件数が44件、うち許可44件及び不許可0件、点検項目「事実関係の確認」、「総会等での審議」、「申請者への審議結果の通知」、「審議結果等の公表」、「処理期間」の実施状況はご覧の通りです。

「2 農地転用に関する事務」については、1年間の処理件数が19件、点検項目「事実関係の確認」、「総会等での審議」、「審議結果等の公表」、「処理期間」の実施状況はご覧の通りです。

「3 農地所有適格法人からの報告への対応」については、琴浦町内には農地所有適格法人が21法人あり、年に1回各法人から実体状況に関する報告書の提出があります。

「4 情報の提供等」については、点検項目「賃借料情報の調査・提供」、「農地の権利移動等の状況把握」、「農地台帳の整備」の実施状況はご覧の通りです。

8ページの「VII 地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容」をご覧ください。

これは町内の農業者から寄せられた主な要望・意見の内容、それらに対する対処方針の内容等を公表するもので、「農地利用最適化等に関する事務」についてはご覧の通りです。

「農地法等によりその権限に属された事務」については、要望・意見、対処内容ともにありませんでした。

「VIII 事務の実施状況の公表等」をご覧ください。

「1 総会等の議事録の公表」と「3 活動計画の点検・評価の公表」については、いずれも「ホームページに公表している」としています。

「2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出」については、令和3年11月に提出した町政に対する意見書の中から、主要なものの3項目を「意見の概要」として記載しています。

9ページをご覧ください。「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について説明します。

これは制度の変更に伴い、国から指標を定められた全ての活動目標に対して、目標を達成するまでに必要となる数値を設定したもので、令和3年度のものから変更となっている箇所があります。

「I 農業委員会の状況（令和4年4月1日現在）」については、1ページと同様となっています。

10ページと11ページの「II 最適化活動の目標」をご覧ください。「1 最適化活動の成果目標」については、目標とする集積面積を1,052ha、そのうち新規集積面積は20haとしています。

目標設定の考え方について説明します。「琴浦町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」で設定された、令和10年度までの集積目標面積1,170haに到達するためには、残り138haを集積する必要があることから、令和10年度までの7年間で均等割りした面積を設定しています。

「(2) 遊休農地の解消」の「② 目標」をご覧ください。「ア 既存遊休農地の解消」については、緑区分の遊休農地の解消目標面積を10.6haとしています。

これについては、令和3年度調査時点の面積85.6haのうち、中間管理機構が引き受けない農振農用地区域外の農地を除いた、52.8haの5分の1となる10.6haを目標設定数値としています

黄区分の遊休農地については解消目標の設定は不要のため、面積のみを記載しています。

「イ 新規発生遊休農地の解消」については、解消目標面積を3.9haとしています。これについては、令和3年度調査で新規発生した緑区分の遊休農地面積が3.9haありましたので、その面積を目標設定数値としています。

「(3) 新規参入の促進」をご覧ください。「② 目標」については、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」を17.3haとしています。これは、平成28年度から平成30年度に権利移動のあった面積を平均すると173haとなり、その10%を目標設定数値としているもので、農地所有者から「新規参入者へのあっせん」の内諾を得た時点で実績として計上が可能とされていますので、毎月の協議会で報告している農地出し手情報を活用する予定です。

「2 最適化活動の活動目標」をご覧ください。「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、1人当たりの活動日数をひと月に6日、最適化活動を行う委員の人数は琴浦町農業委員会の委員数を記載しています。

「(2) 活動強化月間の設定目標」については、年間3回以上の設定が必要となっていますので設定回数を4回とし、利用意向調査の回収を行っている11月、農家相談を月2回開催している12月から2月の4ヶ月を活動強化月間として設定しています。

「(3) 新規参入相談会への参加目標」については、農業委員、推進委員が1名以上参加する相談会の記入が必要となります。参加回数は15回とし、内容は1年間に開催している農家相談の回数になります。これに

	<p>については、新規参入・就農相談・農地の貸借・農業者年金などの相談を受けるということで、湯梨浜町を参考にして例年行っている農家相談の内容を記載することにしました。</p> <p>12ページの「推進委員等の担当地区ごとの最適化活動目標」をご覧ください。</p> <p>これについては、公表の対象となっているわけではありませんが、制度が変更されたことにより「集積面積」、「遊休農地の解消面積」、「新規参入貸付等同意面積」の目標設定を、各地区ごとで行うことが必要になったことから掲載しているものです。ただしこれは、令和3年度の「集積面積」、「遊休農地面積」、「協議会の出し手情報の面積」の割合を計算し、あくまでも便宜上それぞれの地区に割り振った数値ですので、必ずしも達成しなければならないというものではないことを申し添えます。</p> <p>議案の説明については以上となります、本委員会で委員の皆さんからの承認が得られた後、12ページ以外を町のホームページで公開する予定となっています。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり承認することと決定いたします。</p> <p>その他に移りたいと思います。農家相談日の報告についてですが、6月7日に行われた相談日には相談者がなかったということです。</p> <p>農地委員会の開催と農地パトロール出発式の開催予定について、事務局から報告をお願いします。</p> <p>(農地委員会の開催と農地パトロール出発式の開催予定について報告)</p> <p>農家担い手結婚対策事業実行委員会について、農政委員会長の川崎委員から報告をお願いします。</p> <p>(農家担い手結婚対策事業実行委員会について報告)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして令和4年度 第3回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>
--	--